



弁護士に学ぶ!

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所
弁護士 奥山 倫行

第33回 コンプライアンス（接待等に関する注意点）

Question

民間企業が官僚に対して行った接待を巡り、国会が紛糾している報道を目にしました。取引先との接待や贈答品の授受に関し、当社では明確なルールを定めていませんが、当社でも何か対策を講じておいた方が良いように感じています。接待等に関し、どのような法律の規制があり、何に注意しなければならないのでしょうか。当社のような民間企業が取引先との間で行う接待等に関する注意点があれば教えて下さい。

Answer

接待、利益の供与、贈答品の提供等（以下「接待等」といいます）は、取引先と円滑な関係を構築し、ビジネスチャンスを獲得するためにも重要な営業活動の1つです。しかし、接待等が公務員などの一定の立場にある者に対して行われた場合には、犯罪に該当する可能性があります。また、仮に犯罪にならなかったとしても、社内外における不正行為の温床になり、明るみになった場合には企業のレピュテーション低下を招く可能性の高い行為です。そのため、企業のコンプライアンス維持の観点からは、接待等を一切行わない方向で舵を切るか、あるいは行うにしても一定のルールを設けた上で慎重に行う必要があります。今後の対応を検討するに際し、本稿の内容をご確認下さい。

1. 接待等に関する規制内容

無知のままで接待等を行った結果、犯罪として摘発され、又は民事上の責任を追及されてから後悔しても手遅れです。そのようなリスクを回避するためには、詳細はともかくとしても、規制の有無や概要だけでも把握しておく必要があります。以下では接待相手ごとに法律の規制状況をまとめましたので、ご確認下さい。

(1) 公務員やみなし公務員等に対する接待等

(ア) 公務員の場合

企業が公務員に対して接待等を行い、それが職務に関する賄賂とみなされた場合には、賄賂を受け取った側には収賄罪（刑法第197条）が成立し、賄賂を渡した側には贈賄罪（刑法第198条）が成立します。

仮に賄賂とみなされなかっただとしても、接待等の相手が国家公務員の場合には、国家公務員の倫理規程に抵触する可能性があるので注意が必要です。国家公務員は、一定の場合を除き、利害関係者（許認可等を受けている事業者や補助金等の交付を受けている事業者等）から、金銭、物品等の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含みます）、金銭の貸付、無償による物品等や役務の提供、未公開株式の提供、供應接待を受けること、遊技又はゴルフをすること、旅行をすること等が禁止されています（国家公務員倫理規程第3条第1項）。利害関係者以外の者との間であっても、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがある社会通念上相当と認められる程度を超える供應接待や財産上の利益の供与は禁止されています（同規程第5条第1項）。地方公務員であっても、国家公務員倫理規程に準じた条例等を制定している例もあり、同様に注意が必要です。

(イ) みなし公務員の場合

公務員でなくても、法令によって、刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員と

みなされる旨の規定（みなし公務員規定）がおかれている場合があります。そして、これらの立場の者に対し、接待等を行い、それが賄賂とみなされた場合には、刑法上の贈収賄罪が成立する可能性があります。みなし公務員は、国立大学の教授や准教授等（国立大学法人法第19条）や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の役職員（東京オリンピック・パラリンピック特別措置法第28条）等、数が多いので注意が必要です。

(ウ)特別法に規定がある場合

公務員やみなし公務員に該当しなくとも、特別法によって国から一定の権限が付与されている特殊会社、特殊法人などでも、刑法とは別にそれぞれの法律によって賄賂に対する罰則が定められている場合があります。例えば、東日本高速道路株式会社等の取締役等（高速道路株式会社法第18条及び第19条）、北海道旅客鉄道株式会社等の取締役等（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第16条及び第17条）は公務員ではありませんが、それぞれ賄賂の收受が禁止されています。

(エ)外国の公務員の場合

外国の公務員が相手の場合には問題ないかと言えば、大間違いです。むしろ、より慎重になる必要があります。外国の公務員に対して賄賂を提供した場合には、日本国法上、処罰される可能性がありますし（不正競争防止法第18条）、海外の現地法で処罰されてしまう可能性があるからです。特に開発途上国の場合には、法律の規制が整備途中の場合もあるので、一度確認したからと言って油断できません。最新の現地法の整備状況を確認することが重要です。

(2)民間企業に対する接待等

民間企業の場合であれば大丈夫かと言うと、そうではありません。民間企業の場合であっても、会社法上の犯罪等に該当する場合もあるので、注意が必要です。以下の内容をご確認下さい。

(ア)民間企業の取締役、監査役、支配人等の場合

企業の取締役、監査役、支配人等にあたる人が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした場合や、これらの者に対して利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者には、会社法上の贈収賄罪（会社法第967条）が成立する可能性があります。また、仮に会社法上の贈収賄罪には該当しないとしても、企業に損害を与えた場合、取締役等には特別背任罪（会社法第960条）が成立する場合もありますし、民事上の損害賠償責任の追及を受ける可能性もあります。そして、この場合には賄賂等を提供した側も、共犯（刑法第65条）として処罰されたり、共同不法行為者（民法第719条）として民事上の損害賠償責任の追及を受けたりする可能性があります。

(イ)民間企業の従業員の場合

企業の従業員が、賄賂の提供を受けても、会社法上贈収賄罪に該当することはありませんが、賄賂の授受を通じて企業に損害を与えた場合、従業員には業務上横領罪（刑法第253条）や背任罪（刑法第247条）が成立する可能性がありますし、民事上の損害賠償責任の追及を受ける可能性もあります。そして、この場合には賄賂等を提供した側も、共犯（刑法第65条）として処罰されたり、共同不法行為者（民法第719条）として民事上の損害賠償責任の追及を受けたりする可能性があります。

2. 企業が採るべき対応

接待等には、以上のようなリスクが伴うため、企業によっては一切の接待等を禁止するという極端な例もありますが、一定の基準を設定した上で接待等を行うという選択をする企業が多いと思います。基準を設定したとしても、内容が曖昧だと逆に判断に迷う事態を招きかねません。そのため、接待等に関する社内規程には、i) 接待等を行う場合や接待等を受けた場合のルールを明確にするとともに、ii) 公務員やそれに準ずる者が相手の場合、民間企業が相手の場合など、接待相手によって内容に差を設け、iii) 禁止される行為の内容や許容される内容（金額、回数、頻度など）を明確にすることが大切です。それ以外にも、具体的な場面で判断に迷った場合に相談できる相談窓口（担当役員、法務部門、外部の弁護士等）を設置したり、自社のHP上で接待等に関する自社の姿勢を明示したりすることも有益な場合がありますので、そのような方法も併せてご検討下さい。

《著者略歴》

札幌市出身。札幌南高校、慶應義塾大学卒業。同大学大学院在学中に司法試験に合格し、2002年から国内大手涉外事務所のTMI総合法律事務所にて勤務。同事務所で企業法務、事業再生、M&A、知的財産関連業務等に従事した後、2007年にアンビシャス総合法律事務所を設立し、現在に至る。著書に「創業者・経営者のための30分で分かる出口戦略-事業承継・MBO・IPO・M&Aの備え方」（プレジデント社）「成功するM&Aのゴールデンルール」（民事法研究会）「弁護士に学ぶ契約書作成のゴールデンルール」（民事法研究会）ほか多数。